保団連歯科ニュース
第467号（A4-1枚）
令和6年11月16日
発行：全国保険医団体連合会





CAD/CAMでの作製によるチタン冠が保険導入

2026年11月11日の中医協総会において、CAD/DAMチタン冠の保険適用が提案され、了承された。区分C2（新機能・新技術）として、CAD/DAMチタン冠「ベレッツァ チタン」（株式会社 ニッシン）が12月から保険導入される。

従来は鋳造での作製によるチタン冠のみの取り扱いだったが、CAD/CAMへ適用が拡大される。

CAD/CAMチタン冠の取り扱い

保険適用	2026年12月1日	
保険適用条件	上下顎の大臼歯に用いた場合 ※上下顎ともに、分割抜歯を行った歯牙は認められない。 下顎大臼歯の分離切断・歯根分割した歯牙は認められる。	
算定点数	技術料	・1200点（チタン冠に準用）
	材料料	・未定（404点）※保険償還価格が4,035円、特定保険医療材料の計算方法による
	支台築造	・実態に応じて算定
	歯冠形成	・生活歯　306点 ・失活歯　166点
	印象採得	・64点
	光学印象	・150点
	咬合採得	・18点
	暫間歯冠補綴装置	・48点　※歯科技工所に作製を依頼した場合は歯科技工所ベースアップ支援料(15点)が算定できる
	装着	・45点　※歯科技工所に作製を依頼した場合は歯科技工所ベースアップ支援料(15点)が算定できる
	装着材料料	・実態に応じて算定
	補管	・100点
要件	・施設基準の届出は必要ないが、以下の要件に該当する必要がある。(CAD/CAM冠・CAD/CAMインレーと満たす内容は同様) ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠に係る治療は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。 ① 歯科補綴治療に係る専門の知識及び３年以上の経験を有する歯科医師が１名以上配置されていること。 ② 保険医療機関内に歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。 ③ 保険医療機関内に歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。 ・CAD/CAMチタン冠用材料を使用した際は製品に付属している「使用した材料の名称」および「ロット番号」等を記載した文書（シール等）を、カルテに貼付するなどして保存する必要がある。	

中医協資料（11/11）　https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001768260.pdf